

コロナ禍の経済危機だからこそ 最低賃金の格差是正と引上げ 中小企業支援の抜本的な強化を求める

— 日本商工会議所らの「引上げ凍結要望」を踏まえて 共にたたかう全労連の見解 —

はじめに

6月～8月にかけて最低賃金審議会（中央・地方）での来年度の最低賃金改定額をめぐる議論が行われる。また、2020年4月16日、日本商工会議所・東京商工会議所らは「引き上げ凍結も視野に、明確な根拠のもとで納得感のある水準決定を」とする「最低賃金に関する要望」をまとめた。

全労連は、新型コロナウイルスが蔓延する中で、多くの中小企業が政府の対策である資金繰りや雇用での支援策を活用しながら、事業の存続と雇用の維持に懸命に努力されていることに敬意を表す。同時に、現況の経済危機を乗り越えるためにも、経営努力に報いるためにも、最低賃金を引き上げることと、引き上げが可能となる政府による支援の強化を求める。そのために、共にたたかう決意である。

そもそも、今回の新型コロナウイルス感染拡大による経済の危機は、新自由主義によるアベノミクスが、労働者や中小企業を「儲け」の対象とし、大企業や株主の利益を優先する政策をおこない、日本経済の基盤を衰弱させていたことによって被害が甚大となっている。大企業の内部留保は499兆円にも激増している。今求められているのは、国内総生産の6割近くを占める個人消費の拡大を経済政策の基調とすることへの転換である。大企業優先・富裕層厚遇を根本的に改める構造的な変革であり、政治・経済・社会・行政を国民本位・ボトムアップに転換することである。雇用の安定を図り、最低賃金を引き上げ、非正規雇用労働者の労働条件の引き上げ、消費税の税率引き下げ、中小企業への大胆な財政支出などによって、経済の循環を富裕層だけでなく、国民全体に広げることが、経済危機を回避し、持続的な経済発展への途である。

特に最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制度の確立は、日本経済の回復に欠かせない。全国一律最低賃金制度の確立と今年度における最低賃金の引き上げによって、地域経済が活性化し、日本経済の持続的発展が可能となる。

強調したいことの第一には、2008年のリーマンショックの際、欧米の各国は、労働者の賃金を引き上げることで、内需の拡大を図って経済危機を乗り切った。日本では、派遣切りなど雇用が崩壊し、賃金が抑制され「経済復興」の足かせとなっている。その結果、国民の消費購買力が回復せず、深刻なデフレから抜け出せなくなっている。経済危機を乗り切るために、賃金を抑制する「誤り」を繰り返してはならない。

第二には、コロナ禍の経済悪化からの復興は、一定長期とならざるをえない。それだけに、一時的な手当だけでなく、すべての労働者・国民の生活が持続可能となる手立てが求められる。それが、最低賃金の改善による賃金格差の是正と、底上げによる地域循環型経済を確立することである。

第三は、感染拡大を防ぐため活躍しているエッセンシャル・ワークの労働現場の多くを支えているのは、低賃金・不安定雇用の非正規雇用労働者である。例えば、スーパーなど小売業で働く労働者の22.2%・約130万人が最低賃金×1.15未満の低賃金で働いている。これらの人々と日本経済を守るためには最低賃金を引き上げることが必要である。不安定な雇用による失業への恐怖と、蓄えがない世帯への収入の道が断たれること、さらに自らも感染しかねない恐怖とのたたかいとなっている。労働者の雇用と生活を守る企業責任は、中小零細企業であっても決して曖昧にすることはできない。雇用維持と8時間働けば人間らしく暮らせる賃金の支払いを求める。

第四に、最低賃金の引き上げには、政府による中小企業支援策の抜本的な強化が欠かせないということである。全労連は3月、日本経済が不可逆的な経済破壊とならず、早く回復するため、労働者の雇用・賃金・権利を守るとともに、中小企業支援策が欠かせないとして最低賃金との関連を中心とした「中小企業政策」の中間報告をまとめた。また、産別や交渉組織等においても、政府の支援策の確保や拡充を求めて、労使の共同も行っている。中小企業経営者とともに政府に対して政策の抜本的転換を求めている。

以下、コロナ禍の経済悪化といまの最低賃金制度の問題点について、全労連としての見解を明らかにする。

1. 賃金底上げで内需拡大こそが景気回復の道

リーマンショックでの派遣切り、賃金抑制の誤りを繰り返してはならない

2008年のリーマンショックの際、欧米の各国は、労働者の賃金を引き上げることで、内需の拡大を図って乗り切った。先進国の中で、唯一日本だけが、派遣切りなど雇用を崩壊させ、賃金を抑制することで、企業利益だけを確保して「経済復興」をすすめた。その結果、国民の消費購買力が回復せず、深刻なデフレから抜け出せなくなった。苦境を乗り切るために、賃金を抑制する「誤り」を繰り返してはならない。

こうした世界にも類のない日本の賃金抑制策は、規制緩和の推進、新自由主義の推奨による薄利多売・弱肉強食の拡大により放置されてきた。行政の無策によりもたらされた中小企業の経営困難の原因を、最低賃金の引き上げに求めるのではなく、低賃金・賃金抑制政策がもたらした経済に対する負の影響を直視せざるを得ない。

「不況だから」として、最低賃金を凍結や抑制するのではなく、大幅に引き上げることが、コロナ禍収束後の景気回復に必須の条件となる。そして、地域間格差を解消することが、だれでもどこでも安心して生活できる日本を築いていく上で求められる条件となる。特に地方・地域に集中する中小企業・零細企業を元気にすることがなければ、地方・地域の経済は回復しない。

人手不足は最低賃金引上げが原因ではない

また要望書では、「出勤調整」によって「最低賃金引き上げが人員不足に拍車をかけているとの指摘がある」としている。

女性の就業者数が初めて3000万人を超えた（総務省「労働力調査」2019年6月）。2012年12月の安倍政権誕生以来、人口が減少するなかで、女性労働者は約300万人増加し、男性も高齢者を中心に約100万人増加した。また、2018年の15～64歳の女性の就業率は69.6%に達した。女性と高齢者を労働市場に呼び込み、経済活性化を狙う「一億総活躍推進」が奏功したようにも見える。

しかし、その内実は少し異なる。女性就業者数は増加基調にあるのに、総労働時間は2018年秋を境

に減少に転じている（労働力調査）。その背景には、女性の就業者が 300 万人増えたといっても、そのうち週 35 時間未満のパート労働者が全体の 8 割以上を占めているからだ。つまり増えたのは正社員ではなく、圧倒的多数が女性の非正規雇用労働者である。

ところで、女性の社会進出がすすむなか、制度面では、「103 万円の壁」「106 万円の壁」「130 万円の壁」「150 万円の壁」と、さまざまな“障壁”が指摘されている。103 万円と 150 万円は税金の壁であり、106 万円と 130 万円は社会保険料の壁である。年収 103 万円以下の配偶者を持つ人が、所得から 38 万円を控除できるため所得税の軽減につながる「配偶者控除」がある。この制度に対して、女性の働く意欲を削いでいるなどの批判は根強い。2020 年から所得税の基礎控除が 10 万円引き上げられたが、逆に給与取得控除が引き下げとなり、「103 万円の壁」は改定されなかった。

日本商工会議所の要望書では「最低賃金で働く多くのパート主婦が、引き上げにより出勤調整を行っていることから、最低賃金の引き上げは人手不足に拍車をかけている」と指摘する。「出勤調整」の要因に“障壁”があるのであって、最低賃金の設定額の引き上げとは議論の段階が異なる。

日経ウーマノミクス・プロジェクトの女性会員に行った調査では、「配偶者控除の廃止」に向けた制度見直しに「賛成」と答えた人は 79.7%、約 8 割となり、「反対」の意見を表明した 8.5%を大幅に上回った。いまこそ“障壁”を取り除くための課税最低限度額の見直しが必要である。

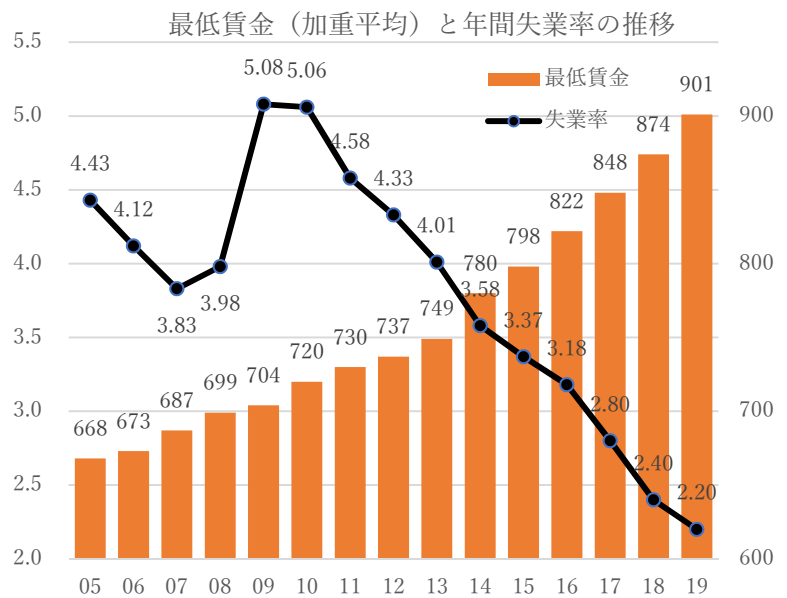
同要望書では、「最低賃金を大幅に引き上げると、失業者が発生するリスクがある」と考えるのが自然である」と述べている。しかし、2013 年以降、毎年 3 %の水準で最低賃金が引き上げられているが、年間失業率は目に見えて低下している。

最低賃金と失業率の間に直接的な関係はない

中央最低賃金審議会も「最低賃金と失業率の間に直接的な関係はない」と答申している。

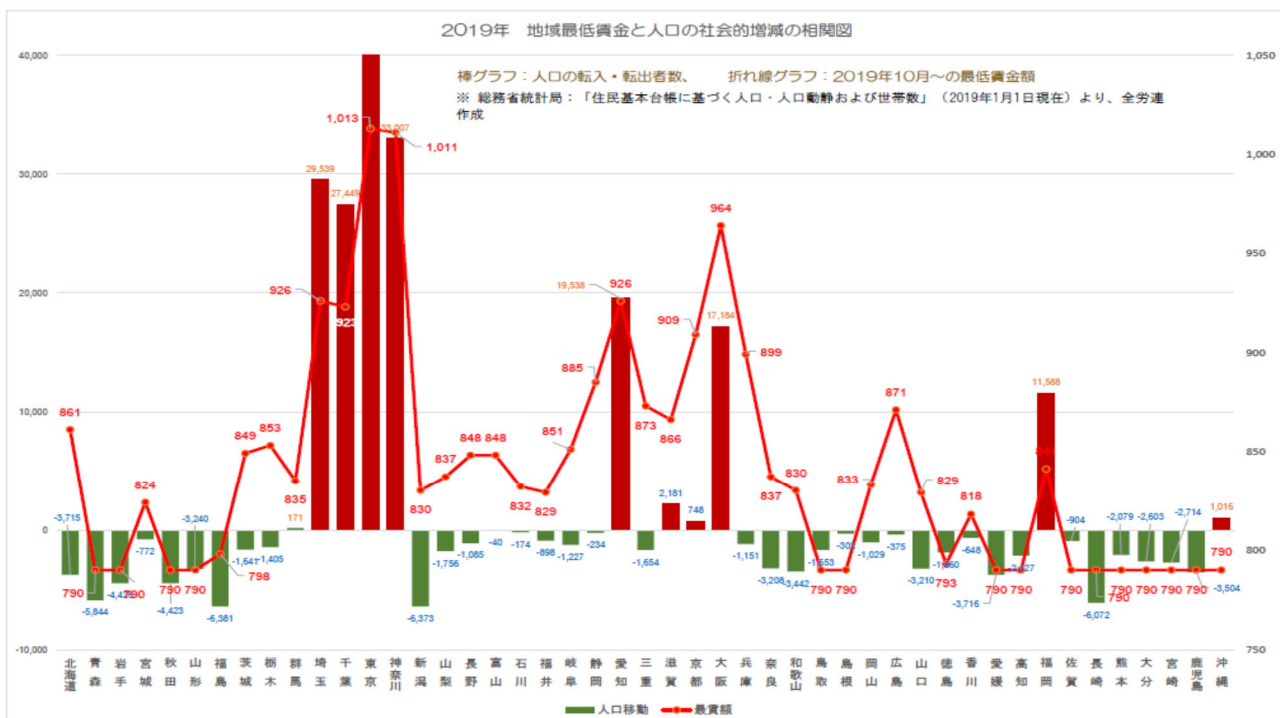
「最低賃金を上げると、失業が増えるのではないか」とする声に対して、ノーベル経済学賞を受賞したポール・クルーグマン教授は「少なくとも現代のアメリカのように最低賃金が低い場合、それを上げることが雇用に悪影響を及ぼすという証拠は存在しない」として、「最低賃金が雇用に及ぼす影響が極めて小さいという圧倒的な証拠を受け入れることを拒否する、経済学者の頑固な一派が存在する」とも述べている。

つまり、最低賃金が低ければ低いほど、引き上げによる雇用への影響は少なく、この件を立証する圧倒的な量のデータが存在すると述べているのである。



最低賃金の地域間格差は正で大都市圏への人口集中解消を

また、「経済の地域間格差は当然ある」として、全国一律最低賃金制は地域経済発展の阻害要因であると主張する。最低賃金の引き上げは、「雇用を喪失させる」として、地域間格差があることで地域経済が活性化しているとまで述べている。その理由として、「地方の中小企業は大都市部の中小企業と比べて、1社あたりの付加価値が低い」と述べるが、付加価値が低くなる原因は、政府が経済の地域間格差を黙認し、安い労働力を放置しているために、地方の生産性が低く抑えられているのである。同じ品物でも、安い労働力で生産すれば、安い単価で販売できるが、その分、付加価値が低下する。公正価格の定めがなく、自由競争にさらされ、「弱肉強食」「薄利多売」を信条とする新自由主義経済ではなく、労働の価値を適正に価格に反映できる社会に変えていく必要がある。道府県別人口の社会的増減と地域最低賃金のグラフを重ねてみると、地域最低賃金の高い都府県への人口の集中が顕著になっている。そこに「直接的な影響がない」ということはいえない。さらに、大都市圏への人口集中が、今回のコロナウイルスによる感染を深刻なものにしているという指摘もある。感染者は都市部に集中している。それが“一極集中”による弊害ならば、人口集中に歯止めをかける具体的な施策こそが望ましいのではないか。人口集中を促進する制度について、大胆に見直すことが求められている。



2 労働者の生計費に基づく最低賃金制度の実現を

最低生計費に大きな地域間格差はない（最低生計費試算調査より）

要望書では、「Aランクの地域は生計費も高い」と一面的に述べたうえで、人事院が公表する「標準生計費」と地域最低賃金を比較して、「労働者にとって金銭面でのアドバンテージがあるわけではない」と主張する。

毎年人事院が公表する標準生計費は、2017年の単身世帯（月額）の標準生計費の最高額は埼玉県の160,080円、2番目が鹿児島県の150,880円、最下位は、鳥取家の90,900円、ブービーは福井県の97,130円だった。同じDランクであっても鹿児島県と鳥取県では1.66倍の差がある。

この標準生計費が、どのような生活様式・水準を基準として計算されているのか明らかにされておら

ず、その計算方法も開示されていないため検証が困難になっている。そういう曖昧な数値と地域最低賃金を比較して「差別はない」とすることは納得できない。

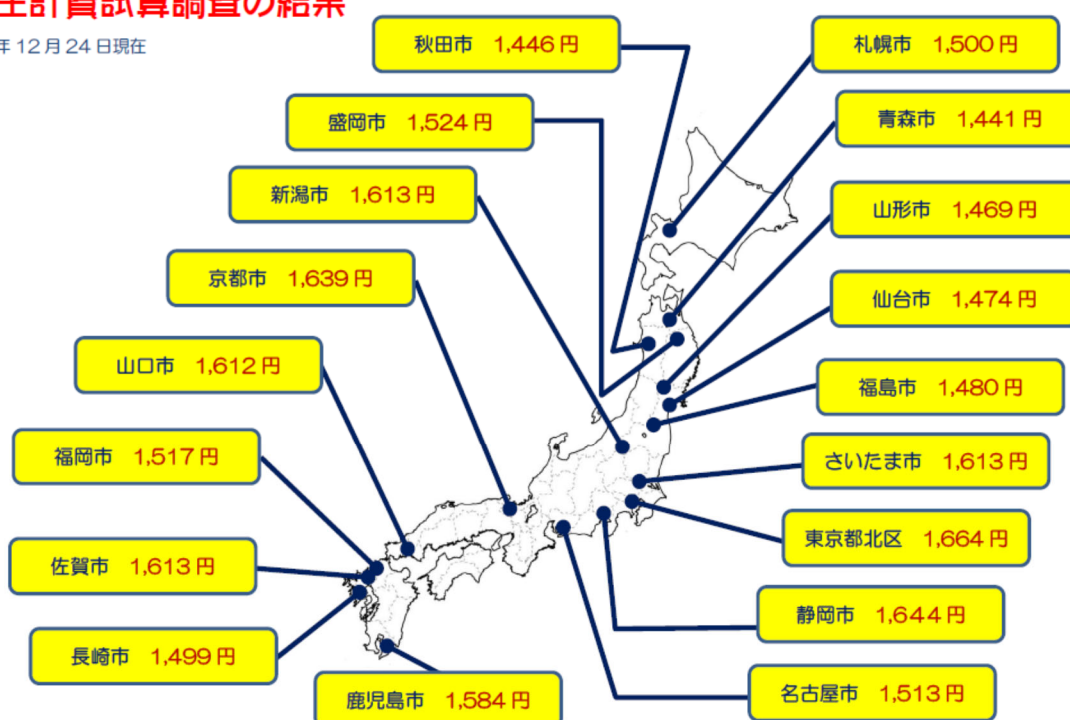
「仮に、最低賃金を全国で一元化すれば、地方では雇用の担い手である中小企業が経営不振に陥り、労働者は仕事を求めて都市部へ移動することが予見される」と述べているが、全労連が行った街頭アンケートでは、「最低賃金が全国一律になった場合、地方で働く契機になるか」という質問に対して、約6割の労働者が「地方で働くきっかけになる」と回答している。確かに、人口集中により、働き口も多く、賃金が高くなれば、労働者が大都市圏へ誘引される理由が多い。しかし現状のまま地域間格差を放置すれば、地方の衰退はさらに加速するだけである。

全労連が実施している“マーケットバスケット方式”による「最低生計費試算調査」の結果では、当たり前人間らしくらせる最低生計費は、都市部でも地方でもほぼ同額であることが明らかになっており、大都市圏の方が生計費が高いとする根拠は存在しない。

全国どこでも変わらない生計費（男性・月150時間労働）

最低生計費試算調査の結果

2019年12月24日現在



「払えるかどうか」でなく、「労働者の生計費」考慮を

日本商工会議所と東京商工会議所が公表した要望書は「通常の事業の賃金支払い能力」に基づく主張しか行われておらず、「労働者の生計費」からの視点を加える必要がある。

賃金は本来、労働者と使用者の交渉の合意による労働契約で決まるとされている。これは、近代市民法の大原則である「契約自由の原則」に基づくものである。

しかし同時に、憲法第25条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければ

ならない」と定めている。つまり最低賃金制度は、憲法 25 条の生存権の保障を根拠として、契約自由の原則に修正を加えているのである。

さらに憲法第 27 条 2 項では「賃金、就業時間、休息その他の労働条件移管する基準は、法律でこれを定める」として、使用者に対して弱い立場にある労働者を保護する立法を国に命じている。労働者の多くが賃金に依存して生活を構成していることを斟酌すれば、賃金には生存権を保障する水準が保障されるべきであり、「払えるかどうか」で決めるのは本旨ではない。賃金を、「企業収益の分配」として考える「支払能力論」では、賃金が「労働の適正な対価」であるという大原則を見失わせる。賃金支払いが困難であることの原因は、労働の対価を保障できる水準に届かない価格設定と流通機構、搾取の自由などにある。賃金の多寡が反映できる価格設定が必要なのである。

生活に困難をきたす低賃金は甘受できない

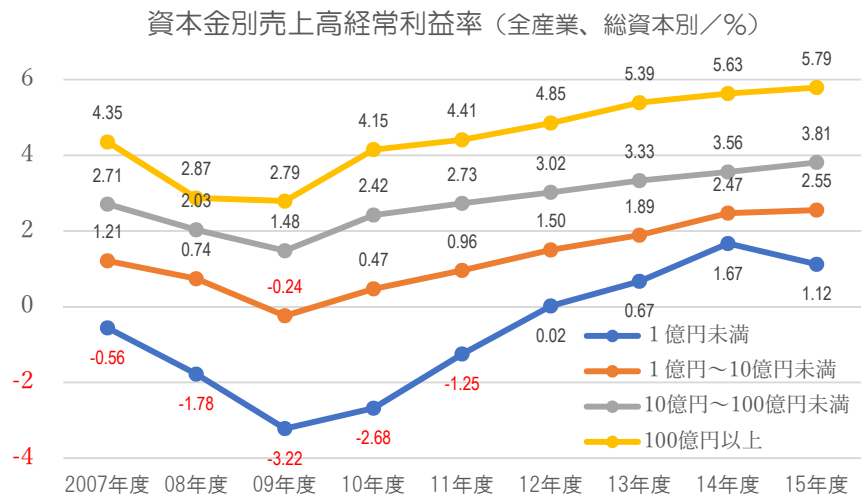
なお、日本政策投資銀行の調査では、9 割の企業が「人件費上昇を販売価格に反映できていない」と回答している。中小企業白書によれば、経常利益率は資本金が多い企業の方が高い。つまり、資本力がある企業が、しっかりと利益を確保しつつ、販売価格や下請け単価などを統制しているために、下請や資本力の弱い企業の経常利益率が低くなっているのだ。

従って、賃金には、憲法、労働基準法、最低賃金法に明記されている「健康で文化的な最低限度の生活」を充たす水準が不可欠であるとする最低賃金法の理念が生きてくる。不況であることは、生活に困難をきたし、人間としての尊厳も損なわれかねない、最低生計費に届かない低賃金を甘受させる根拠とすることはできない。

大企業の価格支配で適正単価が反映されていない

また、中小企業の労働分配率が高いことは、労働生産性が低いことより、適正な単価による公正取引が行われていないこと、労働の対価としての基準設定が低いことに主たる要因がある。

特に“B to B”（企業から企業）では、発注企業や元請企業など上部企業による優越的地位の濫用や低単価受注の押し付けによって中小企業の生産性が低く抑えられている。“B to C”（企業から消費者）では、国民に対する低賃金の継続により国民の消費意欲や能力が失われていること、あわせて大きな資本力をもつ企業による市場の価格支配により低単価が誘導され、消費価格に原価が適正に反映されない。このことが、デフレから脱却できない要因ともなっている。



セーフティネットが生き残りぎり水準であってはならない

また、日本商工会議所は、「最低賃金はあくまで労働者のセーフティネット保障」と主張する。

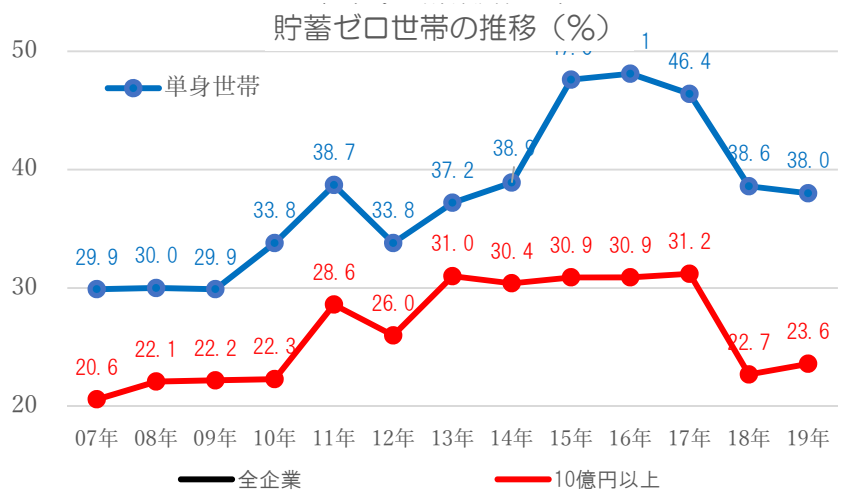
IMFによれば、「社会的セーフティネット」とは、慢性的に仕事や収入をえることができない慢性的貧困ならびに仕事や収入を得る能力が生存に必要なぎりぎりの状態に陥る一時的貧困の2つの不幸な結果から個人や世帯を保護するプログラムであると定義している（2002年4月2日総会）。日本国憲法第25条の『健康で文化的な最低限度の生活を営む権利』を保障している。その意味を遵守するのであれば、憲法の各条に基づいたセーフティネットの構築が求められているのであって、25条2項と併せて考えると、まさに政府の役割である。個々の企業の支払能力だけに基づいた水準で論ずる課題ではなく、労働者も中小企業者も共に政府に対して要求し、実現すべき課題である。

単身世帯の4割が「貯蓄ゼロ」

金融広報委員会があらわした「2019年家計の金融行動に関する世論調査」によると、金融資産非保有世帯（貯金ゼロ世帯）の割合は、「単身世帯：38%」、「2人以上世帯：23.6%」となっている。単身世帯の4割、2人以上世帯の4分の1が、貯蓄がない状況である。

コロナ・ショックは、こうした蓄えのない低所得世帯に、深刻な影を落としている。低所得世帯の

多くは非正規雇用労働者など、不安定な雇用と低賃金により“その日暮らし”を余儀なくさせられている世帯である。そして、エッセンシャル・ワークの基幹部分を担っているのも、そうした非正規雇用労働者なのである。社会生活の基礎を担う労働の対価として、最低賃金の設定額は低すぎる。社会生活の基礎を担う労働に対し、大幅に引き上げていく必要があり、それを支える中小企業支援策は、後退した現在の制度ではなく、社会政策・経済政策として拡充が求められる。



3 最低賃金の引き上げで生存権を脅かす低賃金の改善を

エッセンシャル・ワーカーの多くが非正規雇用労働者

新型コロナウイルスの感染拡大のなか、補償制度が不十分なままで断行された非常事態宣言による自粛によって、雇用が脅かされ、収入が激減した低賃金労働者、非正規雇用労働者のくらしを直撃している。その深刻さは、2008年のリーマンショックを上回り、世界恐慌に匹敵するともいわれる。

特に新型コロナウイルスの蔓延にあって、国民のくらしを支え続けるエッセンシャル・ワークの重要性が注目されているが、その労働現場では、多くを低賃金の非正規雇用労働者が支えており、不安定な雇用による失業への恐怖と、蓄えがない世帯への収入の道が断たれること、さらに自らも感染しかねない恐怖とのたたかい

産業別非正規労働者比率／2019年

産業別	非正規率
農林・漁業	54.5%
製造業	38.0%
卸売業・小売業	50.1%
宿泊・飲食サービス業	75.5%
生活関連サービス業	58.7%
医療・福祉	38.6%
上記以外のサービス業	50.3%
教育・学習支援業	40.5%
公務	16.5%

※総務省統計局労働力調査（基本集計）

となっている。その背景に、非正規雇用労働者の拡大、不安定雇用による将来不安、低賃金の蔓延による格差と貧困がかつてなく進行しているところに困難の根深さがある。

喫緊に求められるのは、コロナ禍が終結するまでの労働者への賃金・収入の補償である。さらに中小企業や個人事業主が営業を継続できるための固定費の補償であり、社会保険料や消費税などの大胆な減免措置の断行である。これらは、単なる景気対策ではなく、国民の“生存権”を守る緊急施策として、簡易に、迅速に、確実に実行される必要がある。

コロナ禍による中小企業の減収補填を

この危機に対し安倍首相は、「国民の暮らしと命を守る」としながら、「コロナの終焉後はV字回復をすすめる」と強調し、納税猶予、貸付などを“緊急経済対策”として盛んに宣伝している。しかし借入によって固定費の支出やさまざまな負担は減らせず、支払期日を先延ばしするだけで、この間に被った損失は補償されない。さらに、コロナ禍が終結しても、消費が倍増する保証は全くない。通常の状態に戻ったところで、この間の「借金」は、その後の経営と暮らしを圧迫するだけである。長期化が予測される新型コロナウイルス感染拡大による経済への影響を減らし、事業の継続と事業者の暮らしを保障するには、特に中小企業を中心とした減収分を補填する給付が必要である。

生活保護と最低賃金の乖離は解消していない

労働者の生存権を保障するため、最低賃金法第9条3項には「……労働者の生計費を考慮するに当っては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」と定められており、国会でも、「生活保護を下回らないようにする」と当時の厚生労働大臣が答弁している。

厚生労働省と中央最低賃金審議会は、実態から乖離した基準で生活保護水準を算定し、「最低賃金との乖離は解消した」と述べているが、その算定根拠には以下の5つの問題点がある。

◆ 厚労省の最低賃金と生活保護との比較方法の問題点

- | | | |
|-----------------------------|---|-----------------------|
| ① 労働時間を長く算定（年間上限の2085時間を使用） | → | 月150時間（年1800時間）で計算すべき |
| ② 税金と社会保険料控除を安く算定（沖縄の値で計算） | → | 各地の実態を踏まえて計算すべき |
| ③ 勤労必要経費（勤労控除）を算入していない | → | 労働者の生計費だから含めて計算すべき |
| ④ 生活扶助額を少なく算定（加重平均を用いている） | → | 県庁所在地（県内最高値）で計算すべき |
| ⑤ 住宅扶助を少なく算定（生保受給者の実勢値で計算） | → | 制度の基準額を用いて計算すべき |

（→右は全労連の要求）

全労連の要求に基づいて、東京都足立区の生活保護基準を計算してみると、明らかに最低賃金が生活保護支給額よりも低額になっている。社会保険料を加味すると、可処分所得はさらに低くなる。非正規雇用労働者の労働実態から見ると、生活保護支給額に届いていない最低賃金が、国民の生存権を保障する水準になっていないことは明らかである。さらに休業補償の上限額が、ほぼ最低賃金とほぼ同額であるということは、生活保護基準にすら届かないような休業保障しか得られない。暮らしを賃金に依存する労働者にとって、安心して失業できる補償がなければ、生活することも困難になる。

日本国憲法第13条は、「すべて国民は個人として尊重される」と定めており、一人ひとりが独立した存在として生

足立区の生活保護と最低賃金の比較

足立区生活保護基準額 （1級地—1 / 月額）

生活保護基準額	77,730
住宅扶助最高額	53,700
冬季加算 / VI級	1,283
期末一時扶助額	1,125
勤労控除額	25,520
計	159,358

東京都の最低賃金（2019年10月～）

時給：1,013円×155時間＝157,015円

∴159,358円－157,015円＝2,343円

※なお、この金額には、社会保険料の本人負担分は算入していない。

活できることを保障している。しかし、いまの日本の最低賃金制度は、それを保障する水準には届いていない。真に求められる賃金水準は、「8時間働いたら、人間らしくくらせる賃金」である。しかし、未だに日本では「家計補助」「副収入」とする考え方が根強く残っている。それは旧来の家父長制に固執する風潮が残存しており、特に女性を「家に帰属する存在」と見て、「生計者」とは見ない。女性労働者の過半数を占める非正規雇用労働者に対してその傾向が強く、女性の低賃金を“是”とする悪しき陋習となっている。

4 国際的に著しく低い日本の賃金

先進国で最下位の日本の最低賃金

要望書では「日本は最低賃金だけが低いのではなく、全産業平均賃金が低い状況にあることから、全産業平均賃金に対する最低賃金の割合は、他の先進国と比べても見劣りするレベルではない」と述べる。

最低賃金を為替レートで比較した場合、日本は先進国で最下位である。どこをどう見ても「見劣りするレベル」なのは一目瞭然ではないか。

さらに2019年3月19日付の日本経済新聞は、1面トップで「賃金水準 世界に劣後」「時給、20年で9%下落」「脱せるか貧者の循環」と題する記事を掲載し、日本の異常な低賃金構造に警鐘を鳴らした。

ILO、IMF、OECDも日本の低賃金に問題意識

また、多くの国際機関が日本の最低賃金の異常な低さに言及している。

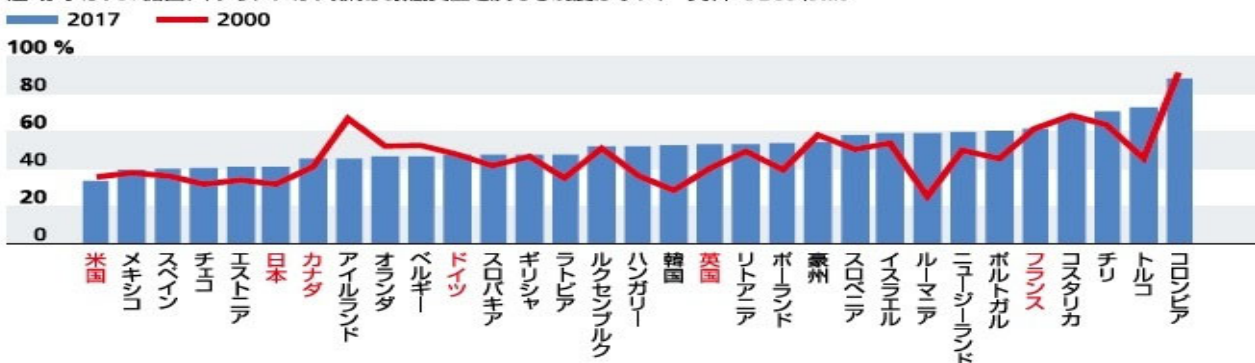
ILOは、調査報告で「日本最低賃金制度は特異」と指摘する。第135号勧告では「単一の最低賃金に基づく制度は、生計費の差を考慮するため異なる地域又は地区において異なる最低賃金率を決定することと両立しないわけではない」とし、複数の最低賃金が、最低賃金制度を変質させる可能性があるとみている。ILO、域別最低賃金ではなく、全国一律最低賃金制を望ましいとしている。

IMF（国際通貨基金）は「日本の最低賃金は先進国のそれを下回っており、平均賃金比でも最低ク



【図表1】OECD諸国の最低賃金(対所得中央値)

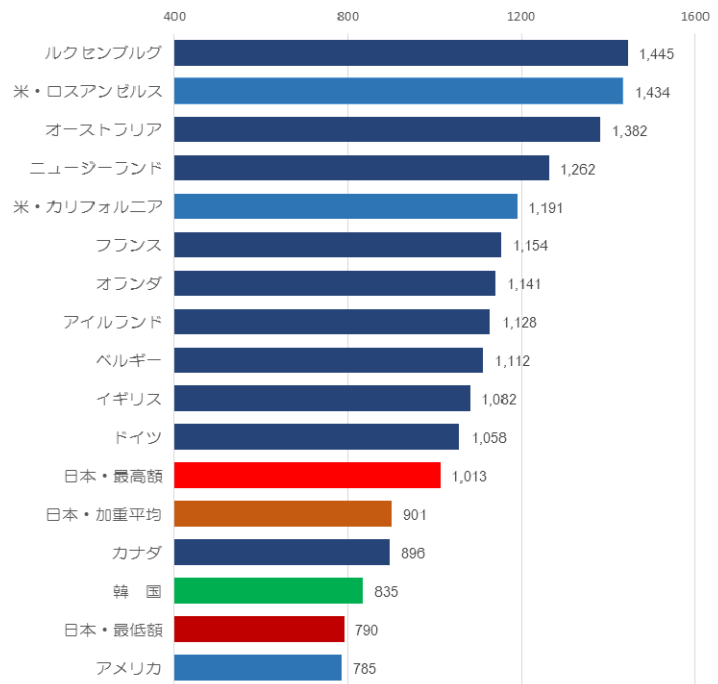
注:赤字は、G7諸国。イタリアには、政府が最低賃金を決める制度はない。資料:OECD.stat



ラスとなっている。経済をデフレから脱却させ成長を再活性化するために社会のすべての層での賃金の引き上げは大きな効果を持ち得る」と分析・提起している。

OECDも「経済審査報告書」で、「その水準は中位賃金の40%と、OECD諸国の中で最も低い」「労働市場の二極化を打破するためには、労働者解雇に関する明確なルールを設けることを含め、正規雇用労働者の雇用保護を減らす、非正規労働者の社会保険の適用範囲と職業訓練を拡大し、最低賃金を引き上げるといった包括的な戦略が必要である」と述べている。

2019年最低賃金の国際比較（為替レート）



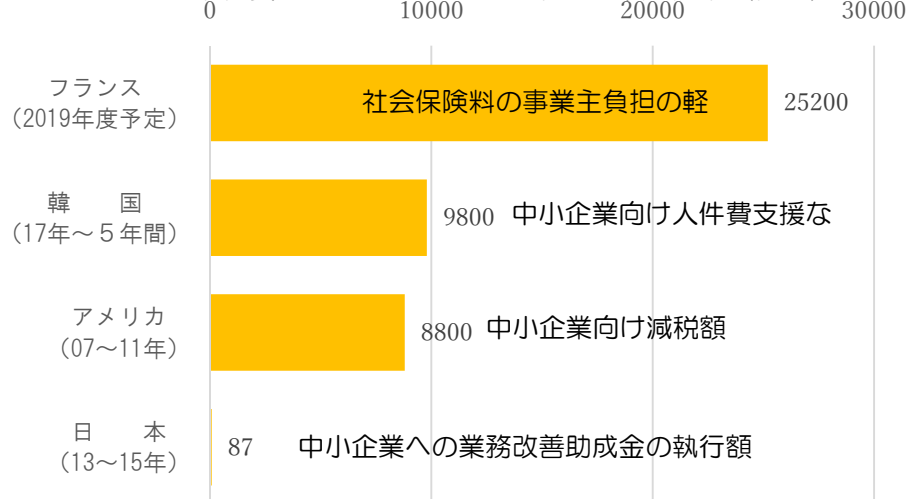
5 いまこそ中小企業を支える総合的な支援策を

適正価格による公正取引の確立を

いま求められるのは、優越的地位の濫用などを明記するなどの独占禁止法の抜本的改定、下請二法の強化、公正取引委員会の機能と体制の強化などにより、適正価格による公正取引の確立であり、それを保障する法整備と行政力の拡充である。さらに、諸外国並みの中小企業支援策の大幅な拡充である。

家計最終消費支出が実質GDPの55%を占めているに対して、民間設備投資は、実質GDPの15%前後で推移しており、民間設備投資の額は家計最終消費支出の3分の1程度である。設備投資も重要な課題ではあるが、この深刻な不況下において最も重視すべき課題は、内需の拡大による経済効果であり、それを支える賃金の底上げである。

最低賃金引き上げのための中小企業支援策（億円）



最低賃金の凍結や抑制は経済に負の効果しかない

そしてこの危機的状況下に求められる施策は、自粛などによって蒙った損失と、固定経費を、迅速に、確実に、事業主と労働者に届けることであり、少なくともコロナ禍が収束するまで繰り返し実施することである。

最低賃金の凍結や抑制は、経済に対する負の効果しかない。消費を向上させるためには、賃金の底上げが最も効果的である。それには、全国一律最低賃金制に転換し、地域間格差を解消し、全国どこでも最低生計費を保障する時給 1500 円以上に引き上げることが必要だ。同時にそれを補完する、利用しやすい中小企業の願いに寄り添った行政の力強い支援策の拡充は不可欠である。

さらに経済活動を抑制する消費税は、直ちに 5 % 以下に引き下げること強く求めるものである。

以 上